

# 第6回マチミチ会議

2024.2.29

## ウォーカブルなまちなかづくり

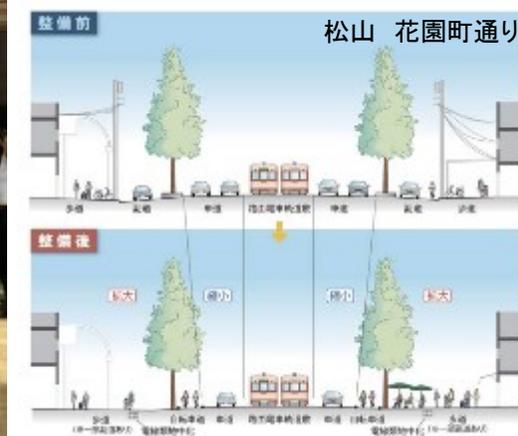
国土交通省

都市局

街路交通施設課

クルマ中心からヒト中心の空間形成  
沿道と路上を一体的に活用  
地域の多様な主体の活躍

人々が集い・憩い・多様な活動を繰り広げられる場へ



# Walkable

歩きたくなる

# Eye level

まちに開かれた1階

# Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

# Open

開かれた空間が心地よい

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたいくなる、歩きたくなる。

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

1階  
(店舗やオフィス等)

1階  
(店舗やオフィス等)

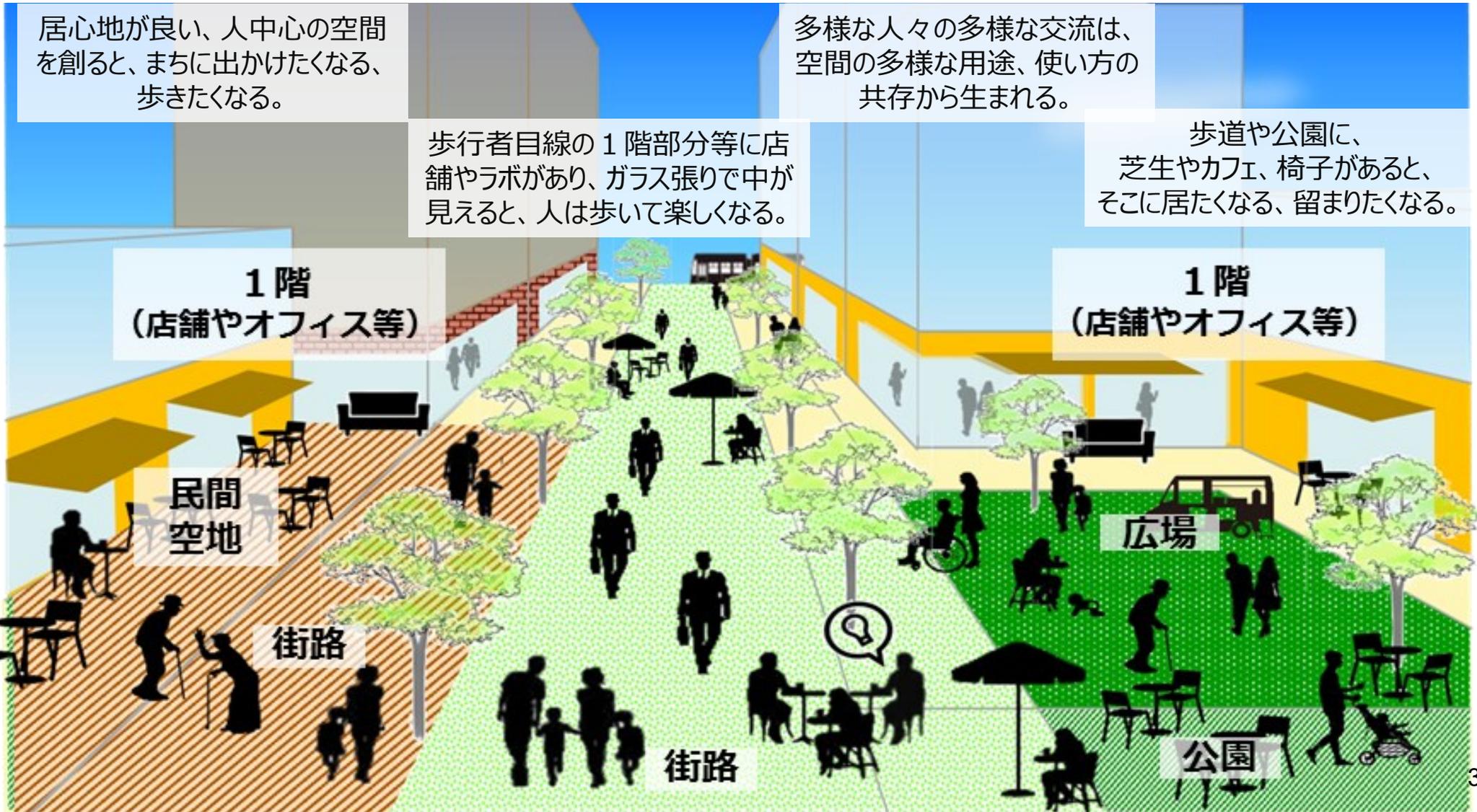
民間  
空地

街路

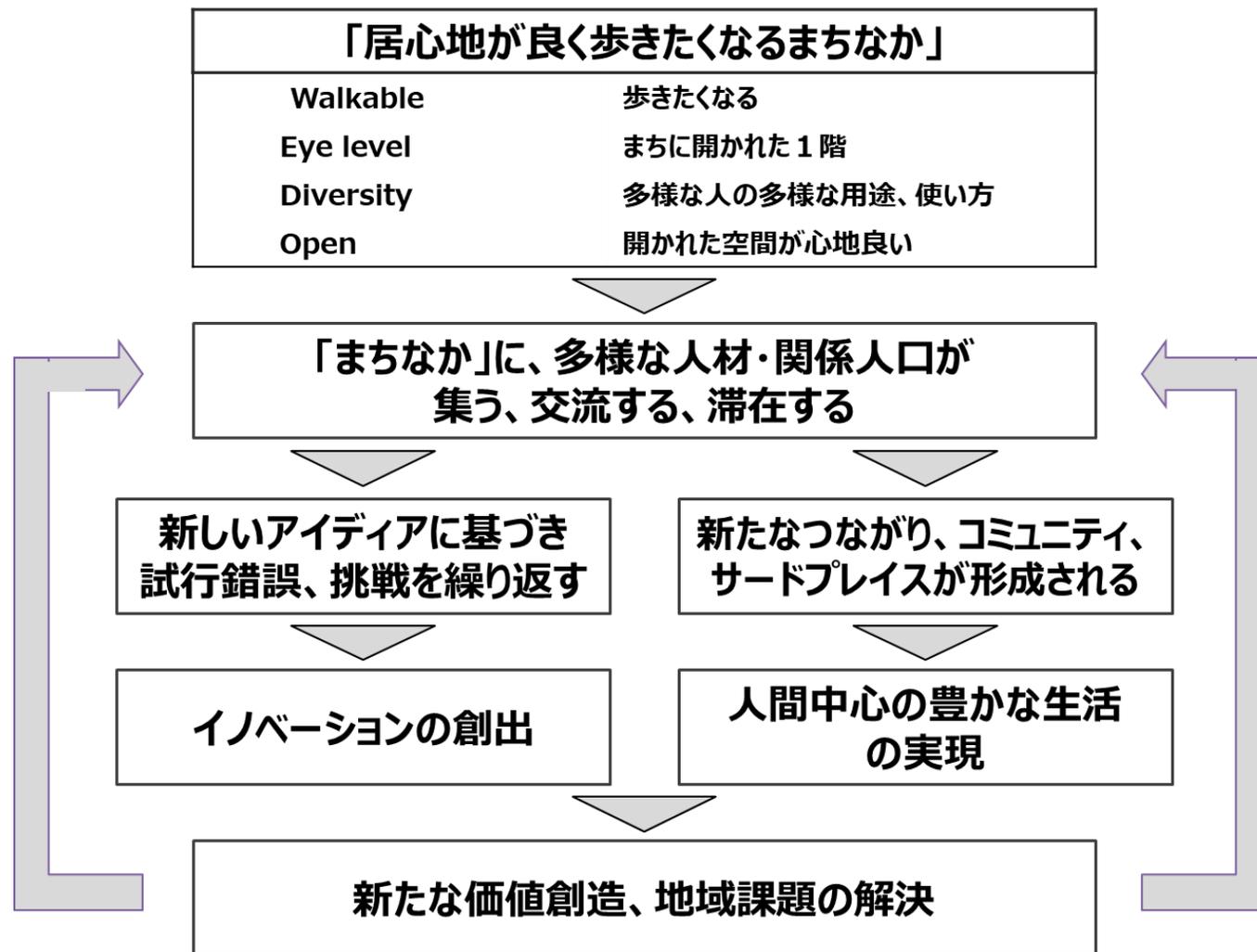
街路

広場

公園



- 都市の力を最大限引き出すためには、拡散した市街地を集約するとともに、その核となる「**まちなか**」のゆとりとにぎわいを取り戻すことが重要
- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の核となる官民のストックが集積する「まちなか」を、官民連携の取組により、**人間中心の空間（ウォーカブルな空間）に改変**

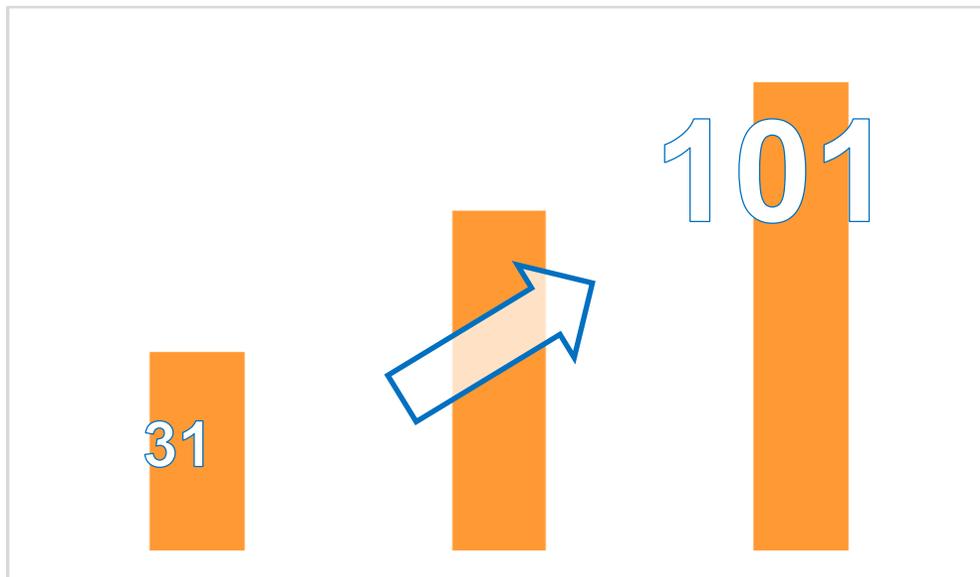


# 滞在快適性等向上区域（ウォーカブル区域）

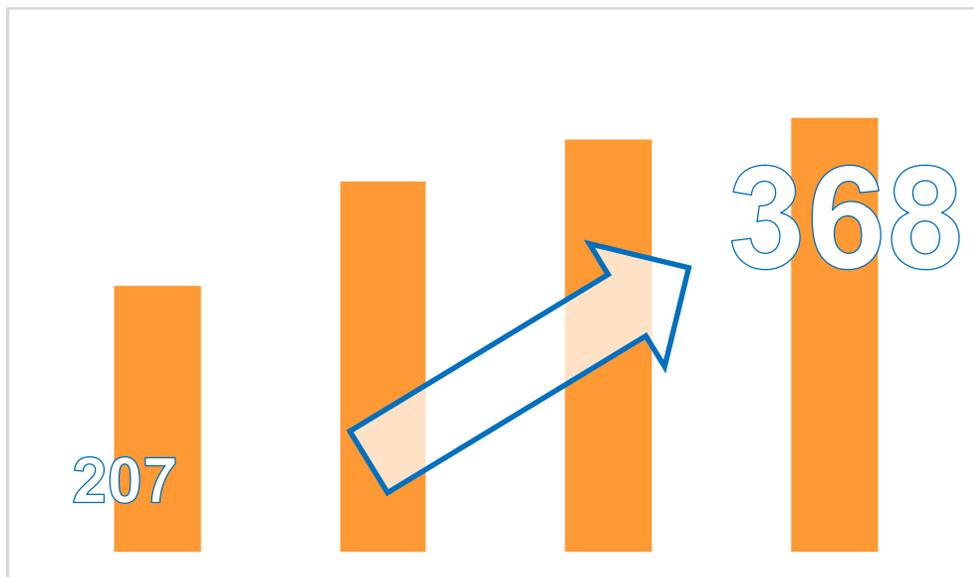
- 「滞在快適性等向上区域」は、都市再生整備計画の中で市町村が指定する区域（通称「ウォーカブル区域」）。
- 令和2年の法改正で、まちなかにおける「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進するため、歩道を拡幅、都市公園に交流の拠点を整備、建物低層部をガラス張り化するなど、その区域の快適性・魅力向上を図るための整備などを重点的に行う必要がある区域として新設。
- 区域内では、観光客やオフィスワーカー、高齢者や障害者の方々、若者や子育て世代など、まちに住み、又は訪れる様々な人々が満足できるような「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを目指す。



## ウォーカブル区域を設定した自治体数



## ウォーカブル推進都市の数





# WALKABLE PORTAL(ウォーカブルポータルサイト)

WALKABLE  
PORTAL  
ウォーカブルポータルサイト

制度等 > 事例 > 担当者の声 > ウォーカブルポータル > マチづくり > お問い合わせ

お問い合わせ

居心地が良く  
あるきたくなるまちへ

We Do!

ワクワクする  
市民が活躍・  
交流する  
まちづくり

できるところから  
やってみよう  
Let's challenge!

人に優しい空間・  
ちょっと奇れる  
雰囲気づくり

## めざせ！ ウォーカブルな まちづくり

様々なまちづくりの中で、民間企業が中心から市民の参加へと発展し、制度と取組を合わせて、人々が思い思いの活動を楽しめるまちづくりが実現されています。これらの取組が市民の力を生み出し、持続可能なまちづくりの発展につながっています。

近年、国内では、このような市民参加の取組が、自治体の取組が見えるようになり、しめし、多くの自治体では、官民協力の推進が具体的な取組となり、どう取り組むべきか模索しているのが現状です。

このような取組のもと、国土交通省では市民参加の取組が、自治体に関する様々な取組を推進しています。

「マチづくり勉強会ワークショップ「ウォーカブルなまちとは？」」より抜粋（全文は[こちら](#)）

← **トップページはこちら!** (<https://www.mlit.go.jp/toshi/walkable/>)

### ●コンテンツ

- ・ 担当者の声・・・全国各地の担当者の声をお届け
- ・ 事例・・・54の事例をご紹介します（検索機能付き！）
- ・ 制度等・・・各種制度・ガイドラインのとりまとめ など、是非ご覧ください！

WALKABLE  
PORTAL  
ウォーカブルポータルサイト



# マチマチstudy現地勉強会in加茂 開催概要

- 国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり推進のため、先進事例を視察し担当者同士が意見交換を行う「マチマチstudy現地勉強会」を平成30年度より開催。
- 第10回目は産官学金からなるエリアプラットフォームの構築を通じて、賑わいと活力あふれた持続可能なまちづくりの推進に現在進行形で取り組んでいる加茂市(新潟県)にて、開催。

- 開催日時:令和5年10月23日(月)13:00~17:00
- 参加者数:現地:33人、オンライン:123人
- プログラム



13:00 開会・市長あいさつ  
加茂市長 藤田 明美



13:05 国の制度及び先進的な事例の紹介  
国土交通省都市局街路交通施設課  
街路交通施設安全対策官 崎谷 唯比古



13:20 基調講演(みちしるべ 須賀川南部地区 未来ビジョン)  
株式会社テダソチマ代表取締役 大木 和彦



13:45 加茂市が進めるウォークブル戦略・体制構築の紹介  
加茂市最高戦略責任者 市川 恭嗣

(以下、現地参加者のみ)

14:10 加茂市現地まちあるき



15:30 グループワークショップ



17:00 閉会

# マチマチstudy現地勉強会in米子 開催概要

- 国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり推進のため、先進事例を視察し担当者同士が意見交換を行う「マチマチstudy現地勉強会」を平成30年度より開催。
- 第11回目は令和3年度に米子駅周辺地区と角盤町周辺地区の2つのエリアに滞在快適性等向上区域を設定し、商業施設、商店街、駅を中心とした歩行者の散策回遊ネットワークの形成等により、居心地が良く歩いて楽しい環境づくりを進め、にぎわいの創出を図っている米子市(鳥取県)にて、開催。

- 開催日時: 令和5年11月24日(金)13:00~17:00
- 参加者数: 現地: 39人、オンライン: 135人
- プログラム



13:00 開会・米子市のまちづくりについて  
米子市長 伊木 隆司



13:15 国の制度及び先進的な事例の紹介  
国土交通省都市局街路交通施設課  
街路交通施設安全対策官 崎谷 唯比古



13:40 米子市が取り組む施策や事例の紹介  
米子市 総合政策部 都市創造課  
都市政策担当 係長 川瀬良子

(以下、現地参加者のみ)

14:00 米子市現地まちあるき



15:30 グループワークショップ



17:00 閉会

# まちなかウォークブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

## 事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1 / 2

## 施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

## 対象事業

### 【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※ 等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

### 【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

## 事業のイメージ

### ● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

### ● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

### ● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

### ● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



# こどもまんなかまちづくりに関する政府の方針

## ■こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行

## ■こども未来戦略方針(2023.6.13閣議決定)

### Ⅱ. こども・子育て政策の強化:3つの基本理念

#### 1. こども子育て政策の課題

(2) 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある

こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て世帯の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組の更なる拡充を図っていく必要がある。

### Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

#### Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### 1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(7) 子育て世帯に対する住宅支援の強化 ～子育てにやさしい住まいの拡充～

こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。その中で、理想のこども数を持たない理由の一つとして若い世代を中心に「家が狭いから」が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

## ■経済財政運営と改革の基本方針(2023.6.16閣議決定)

### 3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

(こども大綱の取りまとめ)

子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進するとともに、移動しやすい環境整備など公共交通・観光、公共インフラ等の面での気運醸成を強力に進める。

○居住地周辺における子育て支援環境の充実を図るため、子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」と「都市再生整備計画」が連携した取組に対する支援を強化するべく、新たな基幹事業を創設。

**【拡充内容】**

基幹事業「子どもまんなかまちづくり事業」を創設。

- ・ 子ども・子育て支援に資する事業をパッケージで支援。
- ・ 同基幹事業に限り、国費率を+5%高上げ(一部)。

**● 交付要件 (以下の全てを満たす場合)**

- ・ 都市再生整備計画の「目標」が「子ども・子育て支援」に資するものであること。
- ・ 都市再生整備計画に「子ども・子育て支援環境整備方針(※1)」を記載すること。
- ・ 「市町村子ども計画(※2)」に記載された子ども・子育て支援関連施設を含むこと。(※3)
- ・ 教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地していること(立地が確実な場合を含む)、かつ、当該施設の数が増えていること。
- ・ 周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応したインフラ整備(例: 鉄道駅、住宅地等の整備(新設、改築))が近年、行われていたこと(実施が確実な場合を含む)。

**● 交付対象事業 (子ども・子育て支援に資する機能に係る部分に限る)**

公園、緑地・広場、歩行支援施設等、高次都市施設・既存建造物活用事業(高次都市施設)(地域交流センター、テレワーク・ワーケーション拠点施設、子育て世代活動支援センター)、ベビーカーシェアポート、まちなか見守りカメラ、ベビーケアルーム等の子育て支援に特化した施設

**● 国費率**

【都市構造】居住誘導区域 45%→50%(都市機能誘導区域・地域生活拠点 50%) / 【都市再生】40%→45% / 【ウォークブル】50%

- (※1) 現状の子ども・子育て支援環境等を踏まえ、「都市再生整備計画関連事業で実施する事業」と「子ども・子育て支援」との関係性を記載し、整備する施設の規模が定量的に需要を充足するものとして説明されていること。また、その規模が周辺の子育て世帯数に対して、十分であることが説明されていること。
- (※2) 市町村子ども計画の策定が確実に見込まれる場合を含む。
- (※3) 市町村子ども計画に、子ども・子育て支援関連施設について記載した年度の翌年度から起算して3年以内に事業に着手する地区を対象(市町村子ども計画の改定を含む)。



公園



バリアフリー多目的トイレ



地域交流センター



子育て世代活動支援センター



ベビーカーシェアポート



まちなか見守りカメラ

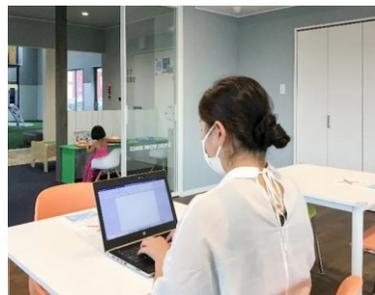
# (参考)「こども・子育て支援に資する機能」の事例 (下線部)

未定稿

## テレワーク・コワーキング施設

(茨城県境町)

- テレワーク・コワーキング施設と子育て支援施設を一体的に整備。
- こどもとともに作業ができるワークスペース、授乳室、調乳コーナー、おむつ替えスペースを整備。



こどもとともに作業ができるワークスペース

出典：境町

## 地域交流センター＋子育て世代活動支援センター

(新潟県上越市)

- 地域交流センターと子育て支援施設を合築し、幅広い年代が利用可能。
- 子育て支援施設には、プレイルーム、一時預かり室、相談センター等を整備。



市民交流施設 高田城址公園  
オーレンプラザ

出典：上越市、RaRaLife



プレイルーム



一時預かり室



相談センター



授乳室

## 公園

(東京都世田谷区)

- 多様なこどもたちが共に楽しめるように配慮された公園。

地面はクッション性素材。  
バリアフリー。



赤ん坊が寝そべることのできるベンチ。



車いすユーザーもテーブルを囲める設計。



広場全体をフェンスで囲い、こどもの飛び出しや動物の侵入を防止。

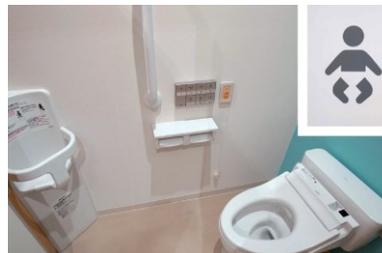


出典：パラサボWEB

## トイレ

(福岡県北九州市)

- 子育て世代が使いやすいデザイン。
- おむつ替えスペース、授乳室、ベビーチェア、こども用トイレを設置。



ベビーチェア



こども用トイレ



出典：COM-ET

## ■モビリティハブ整備の支援

○多様なライフスタイルを支える人間中心のまちづくりの実現に向けて、地域公共交通と連携しつつ、近隣の生活圏内における移動サービスの質の向上を図るため、公共交通機関やシェアモビリティ等複数のモビリティの結節の拠点となる「モビリティハブ」の整備を支援する。

### 【拡充内容：都市・地域交通戦略推進事業】

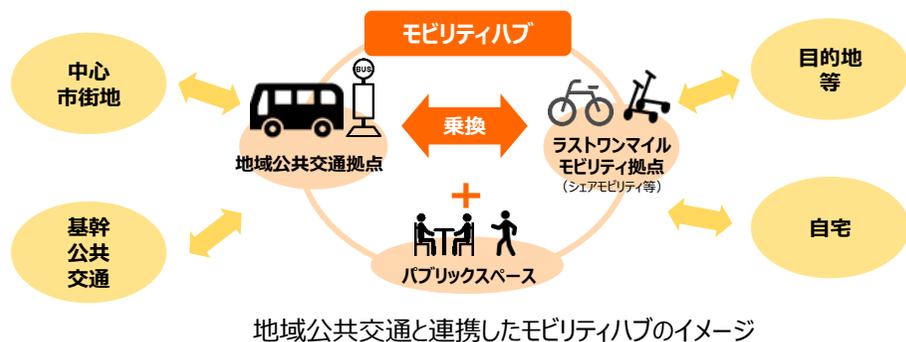
「シェアサイクル設備の整備」を「シェアモビリティ設備の整備」に改め、以下を支援対象とする。

○シェアモビリティの導入に必要なポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用。

### 【拡充内容：まちなかウォークアブル推進事業】

基幹事業「滞在環境整備事業」の補助対象として以下を追加する。

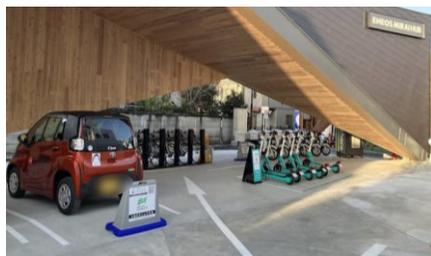
○シェアモビリティの導入に必要なポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用。



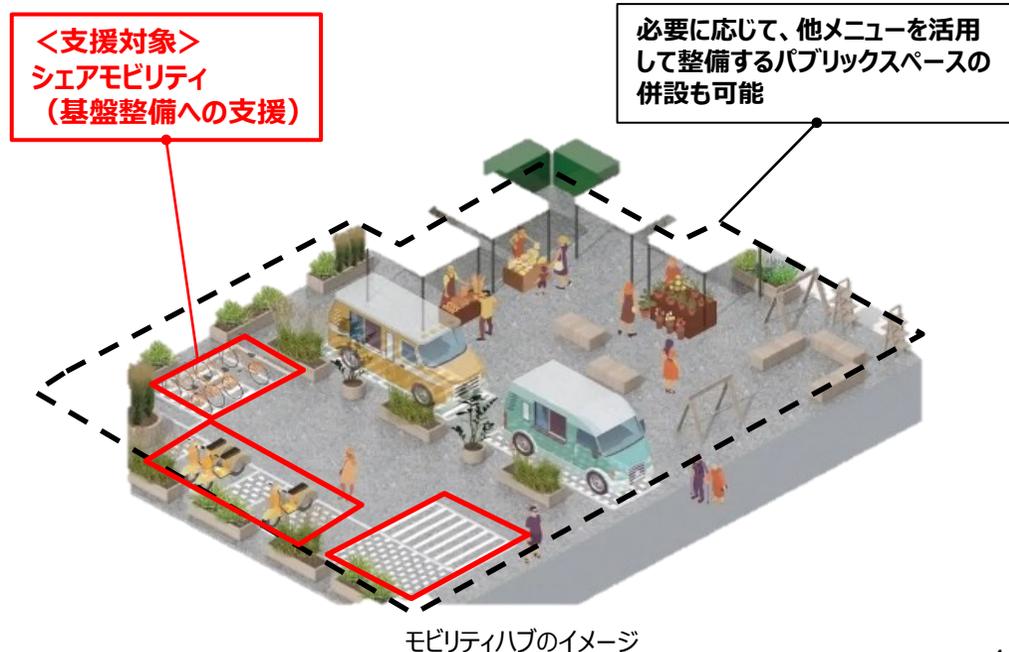
#### ▼モビリティハブの事例



さいたま市大宮がらっと



東急田園都市線駒澤大学駅



モビリティハブのイメージ

## <参考リンク>

- [ウォークブルポータルサイト: https://www.mlit.go.jp/toshi/walkable/](https://www.mlit.go.jp/toshi/walkable/)



## <問合せ先>

国土交通省 都市局 街路交通施設課

TEL :03-5253-8111(内線32835)、03-5253-8417(直通)

E-mail : hqt-machi-michi@mlit.go.jp